

港区妊婦のための支援給付事業 及び相談支援事業のご案内



令和6年度まで実施していた国の出産・子育て応援事業は、令和7年度から「妊婦のための支援給付事業」及び「妊婦等包括相談支援事業」に継承され、内容が一部変更されました。

区では、妊娠期から出産・子育てまで一貫した

伴走型相談支援と、経済的支援を国の施策に基づき実施しています。

経済的支援については、令和7年度から妊娠期5万円、出生後に子1人につき5万円(どちらも現金または子育て用品等に使用できる電子クーポンが選択可能)を支給します。

※令和7年度から東京都赤ちゃんファーストギフトは、東京都が直接申請を受付ます。

相談支援

みなとプレママ 応援事業(プレママ面談)

妊婦の方を対象に助産師等が面談を行い、タクシーの乗車や育児用品等の購入にご利用いただける子ども商品券(1万円分)を配布します。
※母子(親子)手帳アプリ等でご予約ください。

☎ 問合せ先②へ

妊娠8か月アンケート (希望者は面談)

母子(親子)手帳アプリを活用したアンケートを実施します。妊娠7か月頃に送付されるプッシュ通知からご回答ください。アンケートで面談を希望される場合は、別途面談を実施します。

※ 母子(親子)手帳アプリが利用できない方は、別途、問合せ先までご連絡ください。

☎ 問合せ先②へ

こんにちは 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたらすぐ、母子(親子)手帳綴込みの出生通知書はがきをお送りください。生後4か月以内のお子さんのいる家庭を対象に、助産師または保健師がご自宅を訪問し、体重を計測したり、体調、育児等の相談に応じます。出生通知書受理後、訪問日程相談のお電話を差し上げます。
※里帰り中の方も対象です。

☎ 問合せ先③へ

経済的支援 (令和7年4月1日からの支援内容)

妊婦支援給付金(1回目) (妊娠中)

- 支給対象者
令和7年4月1日以降に上記相談支援のプレママ面談を受けた方
- 申請方法
プレママ面談の際にご案内します。
- 支給内容
妊娠1回につき5万円(現金または電子クーポンを選択)を申請後2か月程度で支給します。

☎ 問合せ先①へ

妊婦支援給付金(2回目) (出産後)

- 支給対象者
令和7年4月1日以降に出産した方で、上記相談支援のこんにちは赤ちゃん訪問を受けた方
- 申請方法
こんにちは赤ちゃん訪問の際にご案内します。
※里帰り先で訪問を受けた方は、ご自分で申請が必要です。
- 支給内容
子1人につき5万円(現金または電子クーポンを選択)を申請後2か月程度で支給します。

☎ 問合せ先①へ

※妊婦のための支援給付事業は流産、死産、新生児死亡で大切な命をなくされた方も対象となります。



問合せ先

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 妊婦のための支援給付担当 | 03-6722-0310 |
| ② みなとプレママ応援事業専用ダイヤル | 03-3455-4464 |
| ③ みなと保健所健康推進課地域保健係 | 03-6400-0084 |
- 受付時間:平日9時~17時(12月29日~1月3日を除く)

みなと保健所健康推進課地域保健係
〒108-8315 港区三田1-4-10